安全協定第9条で規定するLCO逸脱事象

2 号機

中性子源領域計装における動作不能の発生

1月27日1時00分に発電を停止し、第17回定期検査を開始していたが、原子炉停止後の原子炉冷却操作中のところ(18時45分に原子炉が冷温停止状態)、原子炉内の中性子源領域計装 1の検出器4チャンネルのうち3チャンネルが動作不能となったため、19時30分原子炉施設保安規定に定める運転上の制限2(以下、「運転上の制限」)を満足しない状態であると判断。その後、21時30分、残りの1チャンネルも動作不能となった。

このため、中国電力(株)は、中性子源領域計装の検出器をすべて取替えることとし、1月28日から作業を開始、1月29日に完了。その後、中性子源領域計装が正常に動作していることを確認し、1月30日9時00分、運転上の制限を満足しない状態から復帰。

今後、原因について調査。

(中国電力(株)公表済)

(1)中性子源領域計装

原子炉の中性子計測装置の一種。原子炉の起動及び停止時の中性子の量を監視するもの。

(2) 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

保安規定第27条(計測および制御設備)で規定する運転上の制限では,動作可能であるべきチャンネル数2チャンネルを満足していなければならない。